

児童手当を受給している方

6月分以降の児童手当を受けるには現況届が必要です

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

現況届の提出がない場合には6月分以降、手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▶現況届に必要な書類

- 児童手当現況届
- 健康保険被保険者証の写し(国民年金の方は不要です)
- 印鑑
- 今年の1月1日に本町に住民登録のなかった方/平成27年度所得(平成26年分)証明書(児童手当用)
※配偶者を扶養していない方は配偶者分も必要となる場合があります。平成27年1月1日時点で住民登録をしていた市区町村から取り寄せてください。
- 受給者と児童が別居している方
 - 別居監護申立書
 - 児童が町外に住民登録している場合は、その児童が属する世帯全員の住民票
- 現在、児童手当用に登録している口座を変更したい方/通帳の写し。ただし、受給者の名義以外の口座に変更することはできません。

※必要に応じては、この他にも提出していただく書類があります。

▶提出場所/役場福祉こども課児童福祉係・川湯支所(受付時間/土・日曜日、祝日を除く8時45分~17時30分)

▶提出期限/6月30日(火)

問い合わせ先/役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

子育て世帯臨時特例給付金

昨年、消費税率の引き上げに伴う子育て世帯への影響緩和を目的に実施された「子育て世帯臨時特例給付金」が、今年も支給されます。

▶支給対象者/平成27年6月分の児童手当の受給者(特例給付の受給者を除く)

▶支給額/児童手当の対象児童1人につき3,000円

▶申請先/平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村

▶申請期間/6月1日(月)~8月31日(月)

※他の市区町村に申請する方は、申請先にお問い合わせください。

▶申請書/中学生以下のお子さんがある世帯には、児童手当の現況届に関するお知らせとともに申請書と記入要領をお送りします。該当する場合には、申請書を提出してください。

※公務員の方には、所属庁から申請書が交付されます。

▶申請書受付窓口/役場福祉こども課児童福祉係・川湯支所

住民税非課税の方を対象とする「臨時福祉給付金」の支給も実施されますが、申請期間などが異なります。申請の受け付けは9月からを予定しています。

詳細が決まり次第、あらためてお知らせします。

問い合わせ先/役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

気象用語を正しく理解して有効に活用

防災ワンポイントコーナー

今年は、4月の高温で例年より2週間も早く桜が開花、昨年よりもさらに早い5月に台風が発生するなど、さまざまな気象変化が起きています。

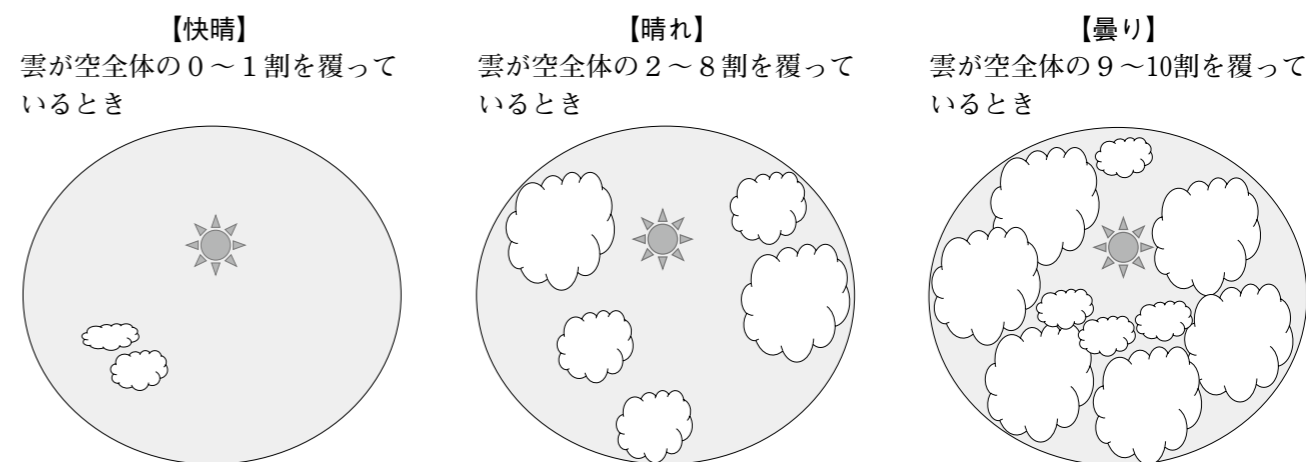
天気予報で使われる用語を正しく理解することで、災害を未然に防止することもできます。皆さんに分かりやすいように解説しますので、参考にしてください。

1日の時間区分の表現

0時	3時	6時	9時	12時	15時	18時	21時	24時					
午前中				日中				夜					
午前中						午後							
未明			明け方		朝		昼ごろ		夕方		夜の初めころ		夜遅く
0時	3時	6時	9時	12時	15時	18時	21時	24時					

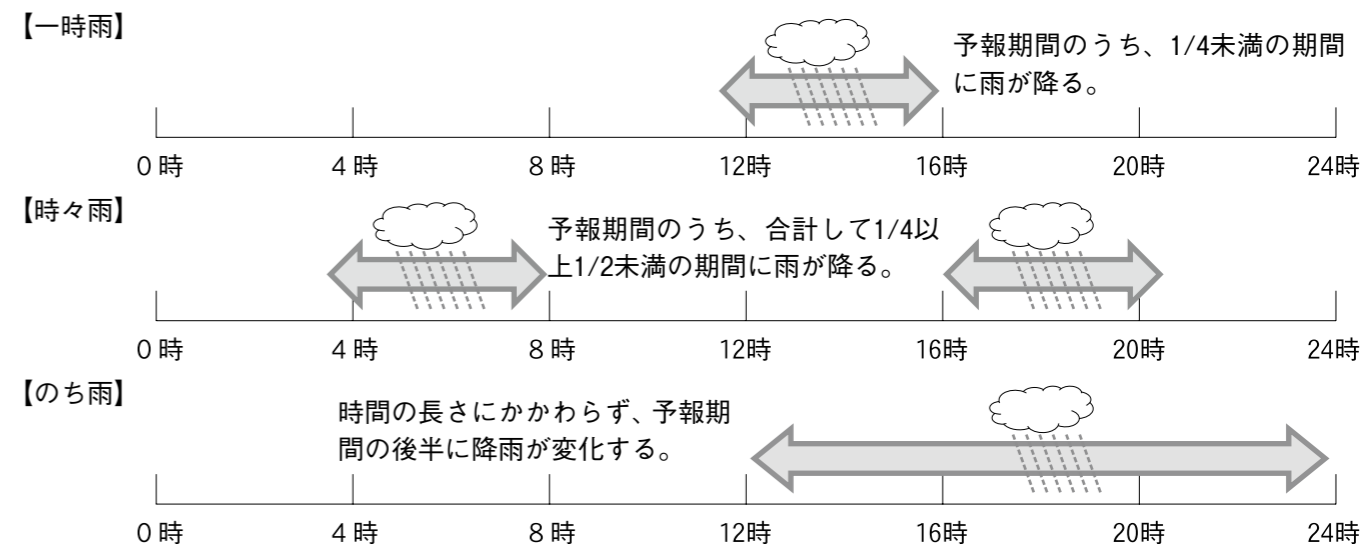
快晴と晴れの分け方

「快晴」「晴れ」「曇り」は、上空を見上げたときに目で確認できる雲の量によって使い分けられます。



「一時雨」「時々雨」「のち雨」のイメージ

期間内に1mm以上の雨が降る場合に限定。ぱらぱら降る1mm未満の雨は該当しません。



問い合わせ先/役場総務課情報防災係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)